

第3回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和7年3月28日(金) 午前10時00分 午前10時40分
2 場 所	竹原市役所1階 第3・第4会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、6 土居委員、 7 石本委員 欠席農業委員 5 赤坂委員 推進委員 建山推進委員、原 一馬推進委員、大藤推進委員、増田推進委員、 田中推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、 原 潤子推進委員、大木推進委員、亀田推進委員、片田推進委員、 佐伯推進委員
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第13号 非農地承認申請について 報告第5号 利用権(農用地利用集積計画)の解約について 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和7年第3回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、6番土居委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、5番 赤坂委員です。 それでは、日程第1、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、竹原町〇〇の1筆、地目は畑、面積は1,120㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、イモ類、一般野菜を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西地域交流センターから北西へ約150m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 2番の申請地は、下野町〇〇の1筆、地目は畑、面積は495㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、じゃがいも、玉ねぎ、きゅうりを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原 潤子推進委員から補足説明をお願いします。
原 潤子 推進委員	申請地は、大井地域交流センターから北西へ約150m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 3番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計2筆、地目は田が1筆、畑が1筆、 面積は計527㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、ブルーベリー、いちじく、みかん、柿を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから南東へ約500m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 4番の申請地は、吉名町〇〇の1筆、地目は田、面積は378㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、栗を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから南東へ約500m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして5番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 5番の申請地は、吉名町〇〇の1筆、地目は田、面積は151 m ² です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、一般野菜を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから南東へ約500m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして6番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 6番の申請地は、吉名町〇〇の1筆、地目は畑、面積は525 m ² です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、いちじくを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。

大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北西へ約 700m 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 2、議案第 11 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、吉名町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 109 m ² です。 自己住宅の駐車場の用途で利用するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから南東へ約 500m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 2 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、吉名町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 348 m²です。 倉庫及び資材置場の用途で利用するものです。 既に倉庫が建てられ、資材置場として利用されているため、申請人から始末書の提出を受けており、申請人は深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨、誓約されております。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	吉名地域交流センターから南東へ約 500m 付近にあります。 現地確認時、既に倉庫が建てられ、資材置場としても利用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 1 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目は田が 1 筆、畑が 1 筆、面積は計 166 m²です。 自己住宅への進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	吉名地域交流センターから南東へ約 500m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 2番の申請地は、吉名町〇〇の1筆、面積は109 m ² です。 自己住宅の駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	吉名地域交流センターから南東へ約500m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番と4番については関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 3番及び4番の申請地は、吉名町〇〇の1筆、地目は田、面積は261 m ² です。 3番は2名の共有者の内、〇〇氏から持分5分の2については、もう一人の共有者である〇〇氏の娘に対して所有権移転し、4番については、共有者の内、〇〇氏の持分5分の3については、自身の娘に使用貸借するものです。 自己住宅の用途で利用することに伴い、それぞれ所有権を移転及び使用貸借権を設定するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。

大木 推進委員	吉名地域交流センターから南東へ約 500m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 5 番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 5 番の申請地は、吉名町〇〇、地目は田、面積は 348 m ² です。 倉庫及び資材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 既に倉庫が建てられ、資材置場として利用されているため、譲受人から始末書の提出を受けており、譲受人は深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨、誓約されております。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木委員	吉名地域交流センターから南東へ約 500m 付近にあります。 現地確認時、既に倉庫が建てられ、資材置場としても利用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 6 番について、事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 6 番の申請地は、吉名町〇〇、地目は田、面積は 1082 m²です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木委員	吉名地域交流センターから北東へ約 1.7km 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 13 号「非農地承認申請について」を議題いたします。1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、下野町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも畑、面積は計 45 m²です。 1512 番 3 の農地は、昭和 54 年に隣地所有者から購入したが、未登記であったところ、購入後に元所有者に倉庫を建設され現在まで使用されている状態であり、この度、非農地と承認された後は、元所有者に売却予定とのことです。 〇〇の農地は、北側から流れてくる水路敷地として現在まで地域に利用されています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原 潤子推進委員から補足説明をお願いします。
原 潤子 推進委員	申請地は、竹原市役所から南西へ約 2km 付近にあります。 現地確認時、〇〇については既に倉庫が建設されており、〇〇については水路として使用されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)

議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、西野町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 899 m ² です。 昭和 60 年以前から耕作者がおらず、現在、山に囲まれた原野状態となっており、進入路は災害により通行が困難な状態となっています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
増田 推進委員	申請地は、仁賀地域交流センターから北西へ約 1.9km 付近にあります。 現地確認時、山に囲まれた原野状態となっており、進入路は被災し、耕作が困難な状態となっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 6～7 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、西野町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計 4 筆、地目はいずれも畑、面積は計 237 m ² です。 昭和 50 年以前から耕作者がおらず、〇〇、〇〇、〇〇の農地は現在山林状態となっており、〇〇は平成 11 年から墓地として利用されています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。
大藤 推進委員	申請地は、仁賀地域交流センターから北西へ約 1.6～1.9km 付近にあります。 現地確認時、〇〇、〇〇、〇〇の農地は現在山林状態となっており、〇〇は墓地として利用されていました。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第 5、報告第 5 号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ、参考資料の 8 ページをご覧ください。 「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」報告いたします。 今回利用権解約の申出があった案件の面積は計 1,100 ㎡、対象人員は、貸し手が 1 人、借り手が 1 団体です。 令和 7 年 2 月 25 日に合意解約が成立したものであります。 詳細につきましては、参考資料 8 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第 6、報告第 6 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 8 ページ、参考資料の 9～15 ページをご覧ください。 令和 7 年 2 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は 10 件、筆数は田 32 筆、畑 50 筆の計 82 筆、面積は計 31,096.02 ㎡の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 9～15 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和 7 年第 3 回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月28日

議 長 祐本 征武

署名委員 土居 民喜